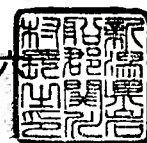


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月16日

関川村長 平 田 大



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

1	両関・四ヶ字地区
2	霧出地区
3	七ヶ谷・九ヶ谷地区
4	湯沢・川北・高田地区
5	女川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月14日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

募集地域	農業生産 法人	個人経営		集落営農	合 計
		認定農業者	一般農業者		
両関・四ヶ字	3	24	16	0	43
霧出	2	21	6	0	29
七ヶ谷・九ヶ谷	3	10	11	0	24
湯沢・川北・高田	4	19	3	0	26
女川	5	33	7	0	45
計	17	107	43	0	167

4. 3の結果として当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

①両関・四ヶ字地区

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生產品目の明確化		<ul style="list-style-type: none"> ・中心となる経営体は離農や規模縮小を行う農家から農地の集積を行うとともに、農業機械の共同化や農作業を協力しあうことでコストダウンを図る。 ・特別栽培米の取り組み等によりブランド化を図るとともに、売れる米づくりを推進するため、地域全体で高品質米の生産を継続する。 ・将来も当地区で農業が継続されていくよう、新規就農や法人化を促進するとともに、担い手を確保するため後継者の経営参画を促進する。
複合化	○	
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]		

②霧出地区

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生產品目の明確化	○	<ul style="list-style-type: none"> ・このプランをもとにした中心経営体への農地の集積や担い手の確保などを地域全体で進めていくこととなった。 ・これまでの地区営農プランでも取り組んできたコスト削減や良質米の産出、売れる米作りに引き続き取り組むほか、稲作中心ではあるがアスパラガスやユリの栽培にも取り組んでいることから、それらの作付面積を徐々に増やし複合化も進めていきたい。
複合化	○	
6次産業化		
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]		

③七ヶ谷・九ヶ谷地区

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生產品目の明確化		<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の減少や高齢化が進む中であって、圃場整備などの生産基盤の条件整備を検討し、中心経営体への農地集積が図られるよう努めます。また、退職者の就農促進を促し、中心経営体との連携を目指します。 ・生産コストの低減を図るため、農業機械の共同化、有機栽培、疎植栽培などを取り組みます。 ・サルによる被害が多い地区のため、山菜などの被害を受けにくい作物の栽培を進め、あいさい市への出荷など、加工を含め販売を意識した作物栽培を手がけます。 ・当地区で農業が継続されていくよう、若い世代の人たちに作業の中心を担ってもらうことや中心となる経営体を中心として法人の設立を促進します。
複合化	○	
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]		

④湯沢・川北・高田地区

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 年々認定農業者が増えており、若い農業者も出てきている。しかし、地区の農家の大半が兼業農家であり、離農者が増えていったとき対応しきれない中心経営体が出てくる。 ・ 地域の中心となる経営体と、それ以外の農業者が連携して、農地を最大限に活用できる仕組みを考えていく必要がある。 ・ 自己保全管理を行っている土地に大豆等を作付して有効に活用していく。 ・ この地域で栽培されている作物の6次産業化を目指し、付加価値のある農産物にしていく。 ・ 担い手、後継者不足を解消するため法人化を目指し、検討を重ねていく。
複合化		
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他 [法人化]	○	

⑤女川地区

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、予定している圃場整備と併せ、中心となる経営体は離農や規模縮小を行う農家から農地の集積を行うとともに、農業機械の大型化等によりコストダウンを図る。 ・ 特別栽培米の取り組み等によりブランド化を図るとともに、稲作中心の農業から、上野新集落を中心に定着している枝豆栽培といった複合経営や、(有)上野新農業センターが取り組んでいるモチ加工といった6次産業化を推進し、収入の増加とリスクの分散を図る。 ・ 将来も当地区で農業が継続されていくよう、新規就農や法人化を促進するとともに、担い手の育成を図る。
複合化	○	
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他 [圃場整備]	○	

人・農地プランの各地区営農委員会決定状況

■地域における担い手の確保状況

	両関 四ヶ字	霧出	七ヶ谷 九ヶ谷	湯沢 川北 高田	女川
担い手は十分確保されている					○
担い手はいるが十分ではない	○	○	○	○	
担い手がいない					

■将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する	○	○	○	○	○
担い手の分散錯圃を解消する	○	○	○	○	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○		○		
耕作放棄地を解消する	○		○	○	○
その他					

■上記についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○		○	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○		○	○	○
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○		○	○	○
その他		○			